

# 京都府都市農業振興アクションプラン

～農が育む多面的機能と都市との共生社会の実現～

所管課：経営支援・担い手育成課

(平成30年度～)

京都府の都市農業は、防災、景観形成、国土・環境の保全、学習や交流の場といった多面的な機能を果たすとともに、消費地からの近さを生かした新鮮な農産物の供給、伝統やブランド力ある特産品の育成など、京の食文化を支えています。このため、京都府では、都市農業地域における生産基盤強化や農地活用等の相談活動、体験農園の開設や生産者直売マルシェの開催など総合的な都市農業サポートにより、「農」が育む多面的機能と「都市」との共生社会を目指し、都市農業の一層の振興を図ります。

## ■ アクションプランの概要

### ○ 都市農業の経営基盤強化（「ものづくり農業」の推進）

- ◆ 農家により伝承されてきた技術や「振り売り」に代表される生産者の顔が見える流通形態など、京都の都市農業を育ててきた伝統と文化を生かし、農業経営を維持・発展させ、京都府の都市農業を次世代へ承継

### ○ 多様な主体による農地の多面的活用（「ことづくり農業」の推進）

- ◆ 都市農地が今後も安定的に維持され、農地が有する多面的な機能を発揮し、都市インフラの重要な要素として理解され、都市と「農」が調和したまちづくりを形成するため、農地の活用を目的とした流動化対策や新たな「農」の担い手確保、緑地空間の活用等を推進

### ○ 都市住民の農業理解の促進と「農」を通じた地域コミュニティの形成

- ◆ 都市住民による農業への参画や体験型食育の推進、体験農園等の「農」に親しむ交流の場の創出などの取組を核とした地域コミュニティの形成を図り、都市住民が農業・農の空間に積極的に関わることにより、暮らしに「農」が取り入れられた共生関係を構築

## ■ 令和元年度の取組方針

- 「農と都市の共生社会実現事業」を創設し、上記アクションプランの概要の3つの柱を展開
- 推進母体として、京都府、市町村、JA や府観光連盟などで「京都府都市農業推進協議会」を設置し、生産や流通・販売・観光連携などについて定期的な意見交換や広域連携など推進体制を構築
- 生産緑地の貸借や都市農地の多面的活用などに係る相談・課題解決等を図るため、都市農業者を対象とした都市農地活用相談窓口を設置

